

明舞団地サブセンター等の新規出店者を募集！

サブセンター等の活性化に向け 新規出店の改装費・賃借料 をサポート！



募集期間 令和2年4月6日（月）から5月8日（金）（必着）
ただし、当年度中に開業できる出店希望者様

対象施設

【サブセンター等】

- ・明舞北センター ・朝霧ショッブ
- ・矢元台ショッブ ・明舞第2センタービル

助成対象

- ・店舗部分の改装・設備等工事費
（ファサード整備費を含む）
- ・賃借料

助成額

助成対象費用の3分の2

- 1年目：上限300万円（改装工事・賃借料）
- 2年目：上限100万円（賃借料）
- 3年目：上限100万円（賃借料）

受付方法

詳細につきましては
下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします



※予算の都合によりご希望に添えない場合がございます。

〔問い合わせ先〕

兵庫県住宅供給公社 播磨・明舞管理事務所

〒673-0862

明石市松が丘2-3-7 松が丘ビル2階

TEL 078-912-4110 FAX 078-912-4106 <https://www.hyogo-jk.or.jp>